

被害者支援 ニュース

認定特定非営利活動法人
全国被害者支援ネットワーク

第 6 号

2012.2.15 発行

認定NPO法人

全国被害者支援ネットワーク

〒113-0033 東京都文京区本郷2-14-10

東京外国語大学本郷サテライト 6 階

TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317

ホームページ <http://www.nnvs.org/>

- 巻頭言 日本被害者学会理事長 椎橋隆幸 1
- フォーラム報告 清野 功専務理事 2
- 全国研修報告 清野 功専務理事 5
- 用語解説「被害者参加制度」 熊谷明彦理事 6
- センター紹介 全国のセンター紹介(群馬) 7
- 編集後記 8

巻頭言

全国犯罪被害者支援フォーラム2011によせて

中央大学大学院法務研究科長

日本被害者学会理事長

全国被害者支援ネットワーク監事

椎橋 隆幸

平成23年9月30日、「犯罪被害者支援の過去・現在・未来」をテーマに全国犯罪被害者支援フォーラム2011が開催された。この年は犯罪被害者給付金制度及び救済基金の発足から30年、民間の犯罪被害者支援が始まって20年という節目にあたり、このことを記念したプログラムが組まれた。内容は各機関・団体を代表しての挨拶、小講演、パネルディスカッションⅠ・Ⅱ、東日本大震災に伴う支援活動報告、基調講演1・2などであった。各々の報告は記念すべき年に相応しい貴重な内容のものであった。中でも、パネルディスカッションⅠ「犯罪被害者の歩み」では、犯罪被害者等の方々各人の体験を苦しい思い出に必至に耐えながら報告されたことに強い感銘を覚えた。犯罪がいかに被害者等に測りしれない経済的・精神的被害を与え、それに耐え、回復することがいかに大変であるか教えてくれる貴重なパネルであった。犯罪によって失われた生命・身体・自由は掛替えのないものであり、家族が受ける経済的・精神的打撃は想像を超える大きなものであることをあらためて考えさせられた。次に、基調講演は被害者支援の展望につき、各分野における米国と韓国との比較研究がなされ、有益な報告であった。精神的被害からの回復について(米国)、また、経済的支援に必要な財源へ罰金を組み入れる(韓国)などわが国の被害者支援に参考になるものであった。さら

に、パネルディスカッション「被害者支援と地域社会における連携」は国、地方公共団体、日本司法支援センターそして民間の支援団体との相互連携と協力が被害者等のための施策の円滑な実施に必要なものであるとの基本法の考え方に沿うテーマである。市民に最も身近な存在である地方公共団体を被害者支援の中で適切に位置づけて、効果的な支援を提供して貰うことは被害直後の支援を提供することなど重要かつ効果的な施策が期待されるのである。犯罪被害者支援を内容とする条例を制定する地方公共団体は徐々に増加しており、被害者等施策担当窓口を設置している都道府県、市町村は多数にのぼっている。

ところで、平成23年3月に閣議決定された第二次犯罪被害者等基本計画においては、なお、不十分とされる被害者の要望を受けて数多くの項目が検討されているが、中でも、被害者等への経済的支援の充実、PTSDの治療やカウンセリング費用の公費負担また、カウンセリングの利用促進のための体制作りなど精神的被害のための制度の充実などが重点的に検討されているという。フォーラム2011のプログラムは犯罪被害者等の強い要望とこれを受けた第二次基本計画の検討状況に沿った時宜を得た内容であった。犯罪被害者等の切実な要望を体現した支援策が迅速かつ適切に、しかも途切れることなく実施されていくことを切に望みたい。